
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について

日証協 平成 27 年 8 月 25 日

本協会では、本年 8 月 25 日付けで決議された持回り自主規制会議において、本協会諸規則の一部改正を行った。

本規則改正は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）が、平成 27 年 10 月 5 日から一部施行され、番号法に基づく安全管理措置等を講じることにより、個人番号関係事務のために個人番号を収集することが可能となり、また、平成 28 年 1 月 1 日からの番号法施行により個人番号の利用が開始されることに伴い、「個人情報の保護に関する指針」及び『「個人情報の保護に関する指針」に関する解説』の一部改正を行うものである。

本規則改正は平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

本規則改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の
施行に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正について

平成 27 年 8 月 25 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）が、平成 27 年 10 月 5 日から一部施行され、番号法に基づく安全管理措置等を講じることにより、個人番号関係事務のために個人番号を収集することが可能となる。また、平成 28 年 1 月 1 日からの番号法施行により個人番号の利用が開始される。

そこで、本協会では、番号法の施行に伴い、「個人情報の保護に関する指針」（以下「保護指針」という。）及び「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説」（以下「保護指針解説」という。）の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 保護指針の一部改正

(1) 漏えい時の報告

特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の漏えい事案が発生した場合は、金融庁及び本協会への報告のほか、あわせて特定個人情報保護委員会にも報告するものとする。（保護指針第 23 条）

(2) 所要の整備

法令番号の修正、用語の表記の統一を図る。

（保護指針第 1 条、第 11 条及び第 12 条）

2. 保護指針解説の一部改正

(1) 定義に関する解説

個人番号も特定の個人を識別することが可能であることから、現行の個人情報の定義に含まれ得ること、また、個人番号及び特定個人情報については番号法等において別途定めがある場合があることなど、定義に関する留意点を追記する。

（保護指針第 1 条及び第 2 条に関する保護指針解説）

(2) 利用目的・利用制限・第三者提供制限等に関する解説

個人番号の利用目的について通知・公表・明示する必要があること及びその方法、個人番号は番号法に基づき取得・利用・第三者提供に制限があることに関する留意点を追記する。

（保護指針第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 14 条に関する保護指針解説）

(3) 安全管理措置、開示等に関する解説

個人番号について講じるべき安全管理措置、役職員及び委託先の監督、開示の方法等に関する留意点を追記する。

(保護指針第 10 条から第 14 条、第 16 条及び第 20 条に関する保護指針解説)

(4) 機微 (センシティブ) 情報等に関する解説

顧客の本人確認書類に、機微 (センシティブ) 情報に該当する記載 (「免許の条件等」) や本人確認に必要なない「臓器提供意思」の記載がある場合については、これらを取得しないようにするための留意点を追記する。

(保護指針第 7 条に関する保護指針解説)

(5) その他所要の整備

法令引用先の修正、個人情報の取得源に通話録音を明示する等、所要の整備を行う。

(保護指針第 6 条、第 7 条、第 14 条及び第 24 条に関する保護指針解説等)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

自主規制企画部 個人情報監理室 (TEL. 03-3667-8470)

以 上

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

平成 27 年 8 月 25 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 21 年金融庁告示第 63 号。以下「金融分野ガイドライン」という。）等を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号。以下「金融分野ガイドライン」という。）等を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>第 11 条 協会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</p>	<p>(安全管理措置)</p> <p>第 11 条 協会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は <u>き損</u> の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は <u>き損</u> 等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</p>
<p>1～3 (現行どおり)</p>	<p>1～3 (省 略)</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>3 協会は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安</p>	<p>3 協会は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安</p>

新	旧
<p>全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p>3 技術的安全管理措置</p> <p>イ～ハ (現行どおり)</p> <p>ニ 個人データの漏えい・<u>毀損</u>等防止策</p> <p>ホ～ト (現行どおり)</p> <p>(役職員の監督)</p> <p>第 12 条 協会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は<u>毀損</u>等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(漏えい事案等への対応)</p> <p>第 23 条 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。<u>ただし、特定個人情報の漏えい事案の発生の場合には、あわせて特定個人情報保護委員会にも報告するものとする。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。</p>	<p>全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>3 技術的安全管理措置</p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>ニ 個人データの漏えい・<u>き損</u>等防止策</p> <p>ホ～ト (省 略)</p> <p>(役職員の監督)</p> <p>第 12 条 協会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は<u>き損</u>等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>(漏えい事案等への対応)</p> <p>第 23 条 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。</p> <p>2～3 (省 略)</p>

『個人情報保護に関する指針』に関する解説の一部改正について

平成 27 年 8 月 25 日

(下線部分変更)

新		旧	
個人情報保護に関する指針	解 説	個人情報保護に関する指針	解 説
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この指針は、個人情報保護に関する法律(以下「保護法」という。)、個人情報保護に関する法律施行令(以下「施行令」という。)、個人情報保護に関する基本方針(閣議決定)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 21 年金融庁告示第 63 号。以下「金融分野ガイドライン」という。)等を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務(以下「協会の証券業務等」という。)における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p>	<p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>個人番号も個人情報となるが、個人番号及び特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)及び関係政省令並びに関連ガイドラインにおいて、別途定めがある場合があるので留意を要する。</u></p> <p>(5) 協会員は、協会の証券業務等以外の業務における個人情報の取扱いについては、各認定個人情報保護団体等が定める個人情報保護指針を遵守するとともに、該当する認定個人情報保護団体の指針等がないときは、この指針の趣旨に沿って、個人情報の適正な取扱いに努めるものとする。</p> <p>(参照条文：保護法 1 条、金融分野ガイドライン 1 条、番号法 26 条)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この指針は、個人情報保護に関する法律(以下「保護法」という。)、個人情報保護に関する法律施行令(以下「施行令」という。)、個人情報保護に関する基本方針(閣議決定)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 16 年金融庁告示第 67 号。以下「金融分野ガイドライン」という。)等を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務(以下「協会の証券業務等」という。)における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p>	<p>(1)～(3) (省 略) (新 設)</p> <p>(4) 協会員は、協会の証券業務等以外の業務における個人情報の取扱いについては、各認定個人情報保護団体等が定める個人情報保護指針を遵守するとともに、該当する認定個人情報保護団体の指針等がないときは、この指針の趣旨に沿って、個人情報の適正な取扱いに努めるものとする。</p> <p>(参照条文：保護法 1 条、金融分野ガイドライン 1 条)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>2 (現行どおり)</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (現行どおり)</p>	<p>1. 個人情報 (第 1 号)</p> <p>(1) 「個人情報」の具体例</p> <p>顧客本人に係る情報のほか、見込客、取引先企業及び証券発行企業等の個人に係る情報等、協会員が、協会員の証券業務等において取得する個人に関する情報が広く該当する。</p> <p>役職員の雇用等管理における個人情報 (採用、賃金、人事評価、健康診断に係る情報等) 及び協会員自身の株主に関する個人情報については、この指針の適用対象としない。</p> <p>① 個人顧客の情報 (契約の解除等により口座を閉鎖した元顧客の情報を含む。)</p> <p>例えば、次のようなものが該当</p>	<p>2 (省 略)</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (省 略)</p>	<p>1. 個人情報 (第 1 号)</p> <p>(1) 「個人情報」の具体例</p> <p>顧客本人に係る情報のほか、見込客、取引先企業及び証券発行企業等の個人に係る情報等、協会員が、協会員の証券業務等において取得する個人に関する情報が広く該当する。</p> <p>役職員の雇用等管理における個人情報 (採用、賃金、人事評価、健康診断に係る情報等) 及び協会員自身の株主に関する個人情報については、この指針の適用対象としない。</p> <p>① 個人顧客の情報 (契約の解除等により口座を閉鎖した元顧客の情報を含む。)</p> <p>例えば、次のようなものが該当</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>する。</p> <p>イ 顧客カードの記載事項</p> <p>ロ 内部者登録カードの記載事項</p> <p>ハ 本人確認記録記載事項</p> <p>ニ 証券総合口座申込書、保護預り口座設定申込書、信用取引口座設定約諾書、発行日取引の委託についての約諾書又は外国証券取引口座設定申込書の記載事項</p> <p>ホ 顧客の取引・預り資産の情報（顧客口座の金銭の入出金、有価証券の入出庫を含む。）</p> <p>ヘ 顧客との通信文書</p> <p>ト 個人番号</p> <p>※ <u>死者に関する情報は個人情報に含まれないが、個人番号については死者に関するものであっても安全管理措置の対象となることに留意を要する。</u></p> <p>（参照条文：番号法 12 条）</p> <p>② 見込客や取引先企業、証券発行企業等の個人に関する情報</p>		<p>する。</p> <p>イ 顧客カードの記載事項</p> <p>ロ 内部者登録カードの記載事項</p> <p>ハ 本人確認記録記載事項</p> <p>ニ 証券総合口座申込書、保護預り口座設定申込書、信用取引口座設定約諾書、発行日取引の委託についての約諾書又は外国証券取引口座設定申込書の記載事項</p> <p>ホ 顧客の取引・預り資産の情報（顧客口座の金銭の入出金、有価証券の入出庫を含む。）</p> <p>ヘ 顧客との通信文書</p> <p>② 見込客や取引先企業、証券発行企業等の個人に関する情報</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
2 (現行どおり)	<p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>イ 氏名、企業名、役職名、電話番号等の情報</p> <p>ロ アンケート及び名簿業者等から入手した情報</p> <p>ハ 官報、高額納税者名簿、職員録等で公にされている情報</p> <p>※ <u>個人番号の取得は番号法に明記された事務を行う目的に限定されるため、見込み客に対して提供を求めてはならない。</u></p> <p>(参照条文：番号法15条)</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>2. 個人情報データベース等 (第2号)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>番号法では個人情報データベース等は「個人情報ファイル」と規定される。また、個人情報ファイルに個人番号を含むものは「特定個人情報ファイル」となる。なお、番号法において金融機関は、顧客の管理のために、個人番号を顧客番号として</u></p>	2 (省 略)	<p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>イ 氏名、企業名、役職名、電話番号等の情報</p> <p>ロ アンケート及び名簿業者等から入手した情報</p> <p>ハ 官報、高額納税者名簿、職員録等で公にされている情報</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p> <p>2. 個人情報データベース等 (第2号)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>3～5 (現行どおり)</p> <p>(利用目的の特定)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p>	<p><u>利用してはならないとされていることに留意を要する。当該番号を一定の読み替え法則等によってアルファベット等に置き換えた場合も同じ。</u></p> <p><u>(参照条文：番号法2条、(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(以下、「番号法金融ガイドライン」という)1-(1))</u></p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>【会員における利用目的の特定】</p> <p>以下の例を参考に、会員各社において個人情報の利用目的を特定する。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 利用目的(必須事項)</p> <p>利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。<u>また、個人番号の利用目的について合わせて記載することが考えられる。その場合、当該利用目的は、その他の個人情報の利用目的とは独立したものであることが、顧客に明確に理解さ</u></p>	<p>3～5 (省 略)</p> <p>(利用目的の特定)</p> <p>第 3 条 (省 略)</p>	<p>3～4 (省 略)</p> <p>【会員における利用目的の特定】</p> <p>以下の例を参考に、会員各社において個人情報の利用目的を特定する。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 利用目的(必須事項)</p> <p>利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>れるよう留意する。</p> <p>①～⑥ (現行どおり)</p> <p>⑦ <u>お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</u></p> <p>⑧ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</p> <p>⑨ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</p> <p>⑩ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため</p> <p>● <u>前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。</u></p> <p>※ 個人番号の利用目的を個人情報の</p>		<p>①～⑥ (現行どおり)</p> <p>(新 設)</p> <p>⑦ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</p> <p>⑧ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</p> <p>⑨ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>利用目的とは別に通知・公表・明示する場合は、顧客に個人情報の利用目的が別途通知・公表・明示されていることを明確に示したうえで、それぞれの利用目的の通知・公表・明示に漏れが生じぬよう留意する必要がある。個人番号の利用目的は、例えば次のように記載することが考えられる。</u></p> <p>● <u>個人番号の利用目的</u></p> <p>1) <u>金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務</u></p> <p>2) <u>金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務</u></p> <p>※ <u>個人番号以外の個人情報の利用目的は、弊社ホームページ等で公表しておりますので、ご確認ください。</u></p> <p>【特別会員における利用目的の特定】 以下の例を参考に、特別会員各社において個人情報の利用目的を特定する。 (1)～(2) (現行どおり)</p> <p>● <u>前各号の個人情報の利用目的</u></p>		<p>【特別会員における利用目的の特定】 以下の例を参考に、特別会員各社において個人情報の利用目的を特定する。 (1)～(2) (省 略)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。</u></p> <p>※ <u>個人番号の利用目的を個人情報の利用目的とは別に通知・公表・明示する場合は、顧客に個人情報の利用目的が別途通知・公表・明示されていることを明確に示したうえで、それぞれの利用目的の通知・公表・明示に漏れが生じぬよう留意する必要がある。個人番号の利用目的は、例えば次のように記載することが考えられる。</u></p> <p>●<u>個人番号の利用目的</u></p> <p>1)<u>金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務</u></p> <p>2)<u>金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務</u></p> <p>※ <u>個人番号以外の個人情報の利用目的は、弊社ホームページ等で公表しておりますので、ご確認ください</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>(利用目的による制限)</p> <p>第 6 条 協会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合に</p>	<p><u>ださい。</u></p> <p>【利用目的変更の範囲】</p> <p>(許容例)</p> <p>「商品案内等を郵送」→「商品案内等をメール送付」</p> <p>(認められない例)</p> <p>「アンケート集計に利用」→「商品案内等の郵送に利用」</p> <p>(参照条文：保護法 15 条、金融分野ガイドライン 3 条、<u>番号法金融ガイドライン 1-(1)</u>)</p> <p>(1) (現行どおり)</p>	<p>(利用目的による制限)</p> <p>第 6 条 協会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合に</p>	<p>【利用目的変更の範囲】</p> <p>(許容例)</p> <p>「商品案内等を郵送」→「商品案内等をメール送付」</p> <p>(認められない例)</p> <p>「アンケート集計に利用」→「商品案内等の郵送に利用」</p> <p>(参照条文：保護法15条、金融分野ガイドライン 3 条)</p> <p>(1) (省 略)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
も、目的外利用には当たらない。		も、目的外利用には当たらない。	
2 (現行どおり)	(2) (現行どおり) (3) <u>個人番号は、原則として、本人の同意を得ても、利用目的外に利用してはならないことに留意を要する。</u> (参照条文：番号法9条、29条3項、32条、番号法金融機関ガイドライン1-(1))	2 (省 略)	(2) (省 略) (新 設)
3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。	(4) <u>個人番号は、左記の場合に関わらず、次の場合にのみ例外的な取扱いが認められる。</u> ① <u>金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合</u> ② <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</u> (参照条文：番号法9条、番号法金融機関ガイドライン1-(1))	3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。	(新 設)
1 法令に基づく場合	(5) 「法令に基づく場合」(第3項第1号)の具体例 例えば、次のようなものが該当する。	1 法令に基づく場合	(3) 「法令に基づく場合」(第3項第1号)の具体例 例えば、次のようなものが該当する。

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	①～② (現行どおり) ③ 刑事訴訟法第197条(捜査関係事項照会) ④ 犯罪収益移転防止法第 <u>8</u> 条第1項(疑わしい取引の届出等) ⑤～⑧ (現行どおり) ⑨～⑩ (現行どおり) ⑪ <u>社債、株式等の振替に関する法律</u> 第151条(総株主通知) ⑫～⑮ (現行どおり)		①～② (省 略) ③ 刑事訴訟法第197条(捜査関係照会) ④ 犯罪収益移転防止法第 <u>9</u> 条第1項(疑わしい取引の届出等) ⑤～⑧ (省 略) ⑨ (削 る) ⑩～⑪ (省 略) ⑫ <u>株券等の保管及び振替に関する法律</u> 第31条(実質株主の通知) ⑬～⑯ (省 略)
2～4 (現行どおり)	(<u>6</u>)～(<u>7</u>) (現行どおり)	2～4 (省 略)	(<u>4</u>)～(<u>5</u>) (省 略)
(機微(センシティブ)情報について) 第 7 条 協会員は、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報(以下「機微(センシティブ)情報」という。)については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。	(1) (現行どおり) (2) 留意事項 ① (現行どおり) ② 平成17年4月1日以後、犯罪収益移転防止法等に基づき、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地や <u>免許の条件等</u> (条件等の内容が機微(センシティブ)情報に該当するものに限	(機微(センシティブ)情報について) 第 7 条 協会員は、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報(以下「機微(センシティブ)情報」という。)については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。	(1) (省 略) (2) 留意事項 ① (省 略) ② 平成17年4月1日以後、犯罪収益移転防止法等に基づき、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地が記載された運転免許証等の写しの送付を受けた場合、ファイリング(保管)す

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
1 (現行どおり)	<p>る。)が記載された運転免許証等の写しの送付を受けた場合、ファイリング(保管)するまでの間に、速やかに、当該本籍地や当該免許の条件等を黒塗りすれば、機微(センシティブ)情報の「取得」に当たらない。</p> <p>また、<u>運転免許証の裏面、個人番号カードの表面、健康保険被保険証等から、本人確認には必要のない臓器提供の希望の有無の情報は取得しないよう留意する。</u></p> <p>なお、平成17年4月1日前に取得した機微(センシティブ)情報については、同日以後は、第7条第1項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。</p> <p>(3)「法令等に基づく場合」の具体例(第1項第1号)</p> <p>法律、政省令、条例、条約のほか、閣議決定や公務所により発出された指導文書で、例えば、次のようなものが該当する。</p>	1 (省 略)	<p>るまでの間に、速やかに、当該本籍地を黒塗りすれば、機微(センシティブ)情報の「取得」に当たらない。</p> <p>なお、平成17年4月1日前に取得した機微(センシティブ)情報については、同日以後は、第7条第1項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。</p> <p>(3)「法令等に基づく場合」の具体例(第1項第1号)</p> <p>法律、政省令、条例、条約のほか、閣議決定や公務所により発出された指導文書で、例えば、次のようなものが該当する。</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
①～② (現行どおり) ③ 犯罪収益移転防止法第8条第1項 に基づく疑わしい取引の届出によ り、個人情報を取得する場合 ④ (現行どおり) 2～8 (現行どおり) 2 (現行どおり) (適正な個人情報の取得) 第8条 協会員は、偽りその他不正の 手段により個人情報を取得してはなら ない。また、協会員は、第三者から個 人情報を取得するに際しては、本人の 利益の不当な侵害を行ってはならな い。	①～② (現行どおり) ③ 犯罪収益移転防止法第8条第1項 に基づく疑わしい取引の届出によ り、個人情報を取得する場合 ④ (現行どおり) (4)～(5) (現行どおり) (1)～(3) (現行どおり) (4) 個人番号の取得 <u>個人番号は法令により規定された場 合以外には取得してはならないことに 留意を要する。</u> (参照条文：保護法17条、金融分野ガイ ドライン7条、番号法15条、19条、20 条、番号法金融機関ガイドライン3-(3)) (5)～(6) (現行どおり)	①～② (現行どおり) ③ 犯罪収益移転防止法第9条第1 項に基づく疑わしい取引の届出に より、個人情報を取得する場合 ④ (現行どおり) 1～8 (省 略) 2 (省 略) (適正な個人情報の取得) 第8条 協会員は、偽りその他不正の 手段により個人情報を取得してはなら ない。また、協会員は、第三者から個 人情報を取得するに際しては、本人の 利益の不当な侵害を行ってはならな い。	①～② (現行どおり) ③ 犯罪収益移転防止法第9条第1 項に基づく疑わしい取引の届出に より、個人情報を取得する場合 ④ (現行どおり) (4)～(5) (省 略) (1)～(3) (省 略) (新 設) (4)～(5) (省 略)
2 (現行どおり) (個人情報取得時の利用目的の通 知・公表、明示等)		2 (省 略) (個人情報取得時の利用目的の通 知・公表、明示等)	

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>第 9 条 協会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、販売方法等の事業の態様に応じ、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネットのホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。</p>	<p>(1)～(2) (現行どおり)</p>	<p>第 9 条 協会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、販売方法等の事業の態様に応じ、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネットのホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。</p>	<p>(1)～(2) (省 略)</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>(3)～(5) (現行どおり)</p> <p><u>(6)個人番号の利用目的の通知・公表・明示</u></p> <p>① <u>個人番号の利用目的についても通知・公表・明示を行わなければならない。</u></p> <p>② <u>個人番号の利用目的は、個人情報の利用目的に追記して通知・公表・明示することが考えられる。ただし、個人番号の利用目的を個人情報の利用目的とは別に通知・公表・明示することも</u></p>	<p>2 (省 略)</p>	<p>(3)～(5) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>妨げない。</p> <p>③ <u>個人番号の利用目的を、個人情報の利用目的に追記して通知・公表・明示する場合は、顧客が個人番号の利用目的がその他の個人情報の利用目的とは独立したものであることが明確に理解できるよう留意しなければならない。例えば、次のような記載が考えられる。</u></p> <p>●<u>上記の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。</u></p> <p>④ <u>個人番号の利用目的を個人情報の利用目的とは別に通知・公表・明示する場合は、顧客に個人情報の利用目的が別途通知・公表・明示されていることを明確に示したうえで、それぞれの利用目的の通知・公表・明示に漏れが生じぬよう留意する必要がある。個人番号の利用目的は、例えば次のように記載することが考えられる。</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>●<u>個人番号の利用目的</u></p> <p>1)<u>金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務</u></p> <p>2)<u>金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務</u></p> <p>※ <u>個人番号以外の個人情報の利用目的は、弊社ホームページ等で公表しておりますので、ご確認ください。</u></p> <p>⑤ <u>協会員が金融商品仲介業者に個人番号の収集を委託する場合、金融商品仲介業者が顧客に明示すべき利用目的は、当該金融商品仲介業者自身の利用目的ではなく、委託元協会員が定める利用目的であることに留意する。</u></p>		
3 (現行どおり)		3 (省 略)	
4 (現行どおり)	(7)～(10) (現行どおり)	4 (省 略)	(6)～(9) (省 略)
(データ内容の正確性の確保)		(データ内容の正確性の確保)	
第 10 条 (現行どおり)	(1) 「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例 顧客からの届出内容を迅速かつ正確	第 10 条 (省 略)	(1) 「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例 顧客からの届出内容を迅速かつ正確

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。</p> <p>① 契約締結時交付書面・取引残高報告書等やホームページにおいて、顧客の氏名・住所等の変更届出手段について周知する。</p> <p>② 定期的に顧客カード等の情報を顧客本人に通知し、内容の確認を求める。</p> <p>※ <u>個人番号については、利用目的の範囲を超えて利用することができないことから、支払調書等以外の書類等に番号を記載してはならないことに留意を要する。</u></p> <p>(2) 「保存期間」について 保存期間は合理的理由を伴う永久保存も該当する。</p> <p>※ <u>個人番号は番号法に明記された事務を行う必要に限り保管・保存することができるものであるため、所管法令にて定められている保存期間を</u></p>		<p>に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。</p> <p>① 契約締結時交付書面・取引残高報告書等やホームページにおいて、顧客の氏名・住所等の変更届出手段について周知する。</p> <p>② 定期的に顧客カード等の情報を顧客本人に通知し、内容の確認を求める。</p> <p>(2) 「保存期間」について 保存期間は合理的理由を伴う永久保存も該当する。 (参照条文：保護法19条、金融分野ガイドライン9条)</p>

新		旧	
個人情報保護に関する指針	解 説	個人情報保護に関する指針	解 説
<p>(安全管理措置)</p> <p>第 11 条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人デ</p>	<p><u>経過した場合には、できるだけ速やかに消去・廃棄しなければならないことに留意を要する。</u></p> <p>(参照条文：保護法 19 条、金融分野ガイドライン 9 条、番号法 20 条、番号法金融機関ガイドライン 3-(3))</p> <p>(1) リスクに応じたものとする具体例</p> <p>例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、協会員において全く加工をしていないもの(名簿にラインマーカーや付箋をつけることは加工に当たらない)については、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、協会員の安全管理措置の義務違反にはならない。(参照条文：保護法 20 条、金融分ガイドライン 10 条、番号法 33 条)</p> <p>(2) 個人データの取扱状況を確認できる手段の具体例</p> <p>・個人データについては、次に掲げる事</p>	<p>(安全管理措置)</p> <p>第 11 条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は <u>き損</u> の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は <u>き損</u> 等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人</p>	<p>○リスクに応じたものとする具体例</p> <p>例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、協会員において全く加工をしていないもの(名簿にラインマーカーや付箋をつけることは加工に当たらない)については、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、協会員の安全管理措置の義務違反にはならない。(参照条文：保護法 20 条、金融分野ガイドライン 10 条)</p> <p>(新 設)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>ータを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>1～2 (現行どおり)</p> <p>3 技術的安全管理措置</p> <p>イ～ハ (現行どおり)</p> <p>ニ 個人データの漏えい・毀損等防止策</p> <p>ホ～ト (現行どおり)</p>	<p><u>項を含む台帳整備が求められている。</u></p> <p><u>①取得項目、②利用目的、③保管場所・保管方法・保管期限、④管理部署、⑤アクセス権限の状況</u></p> <p>・<u>一方、特定個人情報ファイルについては、次に掲げる事項を例とする台帳(特定個人情報は記載しない)整備が求められている。</u></p> <p><u>①特定個人情報ファイルの種類、名称、②責任者、取扱部署、③利用目的、④削除・廃棄状況、⑤アクセス権を有する者</u></p> <p><u>(3) 金融分野ガイドラインにおいて求められる組織的安全管理措置、技術的安全管理措置の一部について、番号法金融ガイドラインにおいては「物理的安全管理措置」として整備が求められることに留意する。</u></p> <p><u>具体的には以下の措置を講ずることが考えられる。</u></p> <p><u>① 特定個人情報等を取り扱う区域の管理の具体例</u></p> <p>・<u>特定個人情報ファイルを保存するコンピュータシステム等の設置場所、</u></p>	<p>データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>1～2 (省 略)</p> <p>3 技術的安全管理措置</p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>ニ 個人データの漏えい・き損等防止策</p> <p>ホ～ト (省 略)</p>	<p>(新 設)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p><u>または特定個人情報ファイルを外部記憶媒体に書き出して持ち出すことが可能な区域は、管理区域として、入退出管理の実施や持ち込む機器の制限、必要に応じた監視カメラの設置等を行うことが考えられる。</u></p> <p>・ <u>上記以外に特定個人情報等の取得、コンピュータシステムへの入力、書類の一時保存等を行う場所は取扱区域として、壁又は間仕切り等の設置及び座席配置の工夫等が考えられる。</u></p> <p>② <u>機器及び電子媒体等の盗難等の防止の具体例</u></p> <p><u>特定個人情報ファイルを取り扱う区域における機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、電子媒体又は書類等の施錠できるキャビネット・書庫等への保管、機器のセキュリティワイヤー等による固定を行う。</u></p> <p>③ <u>電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止具体例</u></p> <p><u>特定個人情報等が記録された電</u></p>		

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
(役職員の監督)	<p><u>子媒体又は書類等を持ち出す場合、暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等による容易に個人番号が判明しない措置の実施や、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。</u></p> <p>④ <u>個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄の具体例</u></p> <p><u>所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄するとともに、削除又は廃棄した記録を保存する。</u></p> <p><u>また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。</u></p>	(役職員の監督)	

新		旧	
個人情報保護に関する指針	解 説	個人情報保護に関する指針	解 説
<p>第 12 条 協会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(委託先の監督)</p> <p>第 13 条 協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員の定義については、第11条参照 (参照条文：保護法21条、金融分野ガイドライン11条、<u>番号法34条</u>) 	<p>第 12 条 協会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>(委託先の監督)</p> <p>第 13 条 協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員の定義については、第11条参照 (参照条文：保護法21条、金融分野ガイドライン11条) ・ 委託先には外国の委託先も含まれる。 (参照条文：保護法22条、金融分野ガイドライン12条)

新		旧	
個人情報保護に関する指針	解 説	個人情報保護に関する指針	解 説
<p>滅失又は <u>毀損</u> 等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(第三者提供の制限)</p> <p>第 14 条 協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。）に提供してはならない。</p>	<p><u>融機関ガイドライン 2-(1)</u></p> <p>・ <u>個人番号関係事務を再委託する場合は、元委託者の許諾を得る必要があることに留意を要する。</u></p> <p>(参照条文：番号法 10 条、番号法金融機関ガイドライン 2-(1))</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>特定個人情報の第三者提供</u></p> <p><u>特定個人情報については、番号法で定められた場合に限り第三者に提供することができる。協会員が特定個人情報を提供できるのは、左記第 1 号～第 4 号に関わらず、支払調書等に個人番号を記載して税務署長に提出する場合、保管振替機構への保有者情報の通知等に限られる。</u></p> <p><u>また、個人番号には共同利用という考え方はなく、第三者提供となることに留意を要する。</u></p> <p>(参照条文：番号法 15 条、19 条、29 条 3 項、番号法金融機関ガイドライン</p>	<p>滅失又は <u>き損</u> 等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(第三者提供の制限)</p> <p>第 14 条 協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。）に提供してはならない。</p>	<p>(1) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
1 法令に基づく場合	<p style="text-align: center;"><u>3-(2)</u></p> <p><u>(3)</u> 「法令に基づく場合」の具体例（第1項第1号） 例えば、次のようなものが該当する。 ①～② （ 現行どおり ） ③ 刑事訴訟法第197条（捜査関係事項照会） ④ 犯罪収益移転防止法第8条第1項（疑わしい取引の届出等） ⑤～⑧ （ 現行どおり ） ⑨～⑩ （ 現行どおり ） ⑪ <u>社債、株式等の振替に関する法律第151条（総株主通知）</u> ⑫～⑮ （ 現行どおり ）</p>	1 法令に基づく場合	<p><u>(2)</u> 「法令に基づく場合」の具体例（第1項第1号） 例えば、次のようなものが該当する。 ①～② （ 省 略 ） ③ 刑事訴訟法第197条（捜査関係照会） ④ 犯罪収益移転防止法第9条第1項（疑わしい取引の届出等） ⑤～⑧ （ 省 略 ） ⑨ （ 削 る ） ⑩～⑪ （ 省 略 ） ⑫ <u>株券等の保管及び振替に関する法律第31条（実質株主の通知）</u> ⑬～⑯ （ 省 略 ）</p>
2～4 （ 現行どおり ）	<p><u>(4)～(5)</u> （ 現行どおり ）</p>	2～4 （ 省 略 ）	<p><u>(3)～(4)</u> （ 省 略 ）</p>
2 （ 現行どおり ）	<p><u>(6)～(7)</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>(8) 特定個人情報の第三者提供</u> 特定個人情報については、法で定められた場合に限り第三者に提供することができる。協会</p>	2 （ 省 略 ）	<p><u>(5)～(6)</u> （ 省 略 ） （ 新 設 ）</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
1～3 (現行どおり)	<u>員が特定個人情報を提供できるのは、左記第2項の規定に関わらず、支払調書等に個人番号を記載して税務署長に提出する場合等に限られる。</u>	1～3 (省 略)	(7) (省 略)
3 (現行どおり)	(9) (現行どおり)	3 (省 略)	(8) (省 略)
4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。	(10) (現行どおり)	4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。	(9)～(11) (省 略)
1 協会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合	(11)～(12) (現行どおり) (13) 金融商品仲介業務 会員と特別会員との間、又は協会員と金融商品仲介業者との間の金融商品仲介業務に関して取得した個人データの授受については、「本人の同意を得る方法」、「委託の場合」又は「共同利用の場合」と整理することが可能であり、それぞれに応じ所要の対応をとる必要がある。 <u>個人番号については、「本人の同意を</u>	1 協会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合	(12) 金融商品仲介業務 会員と特別会員との間、又は協会員と金融商品仲介業者との間の金融商品仲介業務に関して取得した個人データの授受については、「本人の同意を得る方法」、「委託の場合」又は「共同利用の場合」と整理することが可能であり、それぞれに応じ所要の対応をとる必要がある。

新		旧	
個人情報保護に関する指針	解 説	個人情報保護に関する指針	解 説
<p>その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p> <p>5～6 (現行どおり)</p> <p>(開 示)</p> <p>第16条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法又は開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ</p>	<p>(18)～(19) (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>本人から「個人番号の有無」の開示請求があった場合には、「個人番号を取得している」旨を開示すればよい。</u></p>	<p>け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p> <p>5～6 (省 略)</p> <p>(開 示)</p> <p>第16条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法又は開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ</p>	<p>(15)～(16) (省 略)</p> <p>(1) (省 略) (新 設)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
がある場合		がある場合	
2～3 (現行どおり)		2～3 (省 略)	(2)～(4) (省 略)
2 (現行どおり)	(3)～(5) (現行どおり)	2 (省 略)	(5) (省 略)
(開示等の求めに応じる手続)	(6) (現行どおり)	(開示等の求めに応じる手続)	
第 20 条 協会員は、第 15 条第 2 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による求め（以下「開示等の求め」という。）に関し、以下のとおり、その受け付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第 24 条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や事務所の窓口等での掲示・備付けを行うよう努めることとする。		第 20 条 協会員は、第 15 条第 2 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による求め（以下「開示等の求め」という。）に関し、以下のとおり、その受け付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第 24 条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や事務所の窓口等での掲示・備付けを行うよう努めることとする。	
1～5 (現行どおり)	(1)～(5) (現行どおり)	1～5 (省 略)	(1)～(5) (省 略)
6 (現行どおり)	(6) 「開示等の求めに応じる回答方法」の具体例（第 1 項第 6 号）	6 (省 略)	(6) 「開示等の求めに応じる回答方法」の具体例（第 1 項第 6 号） 例えば、次のような方法がある。

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(漏えい事案等への対応)</p> <p>第 23 条 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。<u>ただし、特定個人情報の漏えい事案の発生の場合には、あわせて特定個人情報保護委員会にも報告するものとする。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(個人情報保護宣言の策定)</p>	<p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 郵送、電話、電子メール等の手段</p> <p>② 開示の対象となる情報によっては、回答はその場でなく後刻となること。</p> <p><u>なお、本人からの要請に基づき個人番号を開示する場合には、対面による場合は他人に見られないような措置を講ずることが必要であり、郵送による場合は追跡機能付き郵便で送付することが望ましい。</u></p> <p>(7)～(8) (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p>	<p>2～3 (省 略)</p> <p>(漏えい事案等への対応)</p> <p>第 23 条 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>(個人情報保護宣言の策定)</p>	<p>① 郵送、電話、電子メール等の手段</p> <p>② 開示の対象となる情報によっては、回答はその場でなく後刻となること。</p> <p>(7)～(8) (省 略)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p>

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>第 24 条 協会員は、個人情報に対する取組み方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）を策定し、公表するものとする。</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 （ 現行どおり ）</p>	<p>(1)～(2) （ 現行どおり ）</p> <p>(1) （ 現行どおり ）</p> <p>(2)「個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を可能な限り具体的に明記すること」の具体例</p> <p>例えば、個人情報の取得元またはその取得方法が多数になる場合は、その例示を示すことでも、本人の権利利益保護に資するものと考えられる。</p> <p>(例)</p> <p>当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座開設申込書や実施するアンケート 	<p>第 24 条 協会員は、個人情報に対する取組み方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）を策定し、公表するものとする。</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>3 （ 省 略 ）</p>	<p>(1)～(2) （ 省 略 ）</p> <p>(1) （ 省 略 ）</p> <p>(2)「個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を可能な限り具体的に明記すること」の具体例</p> <p>例えば、個人情報の取得元またはその取得方法が多数になる場合は、その例示を示すことでも、本人の権利利益保護に資するものと考えられる。</p> <p>(例)</p> <p>当社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただいた情報

新		旧	
個人情報の保護に関する指針	解 説	個人情報の保護に関する指針	解 説
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。</p>	<p>ト等に、お客様に直接、記入していただいた情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報 ・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報（※<u>通話録音を行っている場合は、その旨を合わせて記載することが考えられる</u>） 		<ul style="list-style-type: none"> ・会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報 ・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報